

「日本語教育の推進に関する法律」による
沖縄離島地域の結婚移住女性への日本語支援の在り方

**Japanese Language Support for Married Immigrant Women
on Okinawa's Remote Islands,
Under “The Act on Promotion of Japanese Language Education”**

イヒョンジョン

Hyunjung Lee

Abstract

“The Act on Promotion of Japanese Language Education” which is aimed at promoting Japanese language education, was promulgated in 2019. This study focuses on Japanese Language support for multi-cultural families, especially married immigrant women on Okinawa’s remote islands, and examines the Japanese language support measures based on the new Act.

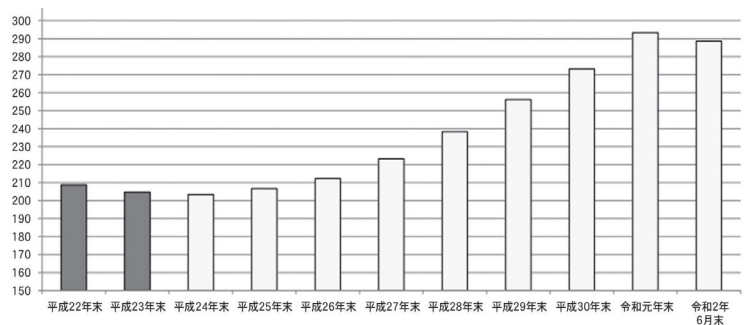
1. はじめに

本研究は、沖縄における多文化家族¹、なかでも離島地域の結婚移住女性に対する日本語支援に焦点を当て、公布・施行されたばかりの「日本語教育の推進に関する法律（以下、「日本語教育推進法」または「新法」と呼ぶ）」に基づいて今後提供すべき日本語支援策を模索・提言することを目的としている。具体的には、宮古島市における結婚移住女性の日本語環境の現状を概観した上で、支援策の一つとして試みたセミナー実施の結果から見えてきた課題を踏まえながら、沖縄の離島地域における結婚移住女性に相応しい日本語支援策の在り方について検討していく²。

2. 研究の目的と位置づけ

法務省による在留外国人数は、2011年の東日本大震災の際は若干の減少を見せたものの、2013年以降は増加が続き、2019年の時点では290万人台に達し過去最高値となった（図1）。沖縄県における在留外国人も2020年以降はコロナの影響により減少傾向にあるが、2019年時点では2万1千人を超える過去最高値であった。なかでも2000年以降、沖縄の離島地域では「日本（沖縄）男性とアジア系外国人女性」で構成される多文化家族の増加が見られ、宮古島市の場合、在留外国人の半数近くを結婚移住女性が占めている現状である。

図1. 日本における
在留外国人数の推移³



- 1 本研究で用いる「多文化家族」の用語は、先行して「多文化家族支援法」に取り組んできた韓国の用例に基づいており、主に日本で暮らす日本人と外国籍の配偶者とその子どもで構成された家庭を指している。但し、外国籍の配偶者が帰化等により日本国籍を取得している場合も多文化家族に含む。
- 2 本稿は、科学研究費助成事業「基盤研究(C)：課題番号 20K00740」を受けた研究の中間報告である。本研究は、4人のメンバーで構成され、言語面のみならず、法制度や人権、経済面などから多角的に考察することを目的とする共同研究となっているが、本稿では主に言語面に焦点を当てた考察結果を報告する。
- 3 出入国在留管理庁 報道発表資料「令和2年6月末現在における在留外国人数について」より <https://www.moj.go.jp/isa/content/930006222.pdf>

このような日本における在留外国人の増加が進むなか、近年は入管法改正による外国人労働者の受け入れ拡大なども加わり、今後コロナの状況が収まれば更なる外国人の増加につながると思われる。よって、在留外国人が日本で生活する上で必要な日本語支援の重要度が一層高まったことを受け、2019年に「日本語教育推進法」が新たに成立・施行された。この新法は、日本に居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を目的として、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとして期待されている。しかし、これは理念法として、具体的な支援施策等も順に詰めていくため、まだ詳細が定まっていないのが現状であり、それは沖縄県も同様であると言える。これまで沖縄県における在留外国人への支援は、「おきなわ多文化共生推進指針」に基づき、各市町村に施策の推進を促してきてはいるものの、支援の取り組みは十分とは言えない。実際、県による2014年度の調査報告書では、在留外国人の日本語学習の形態は「独学」が主であり、行政へ望むものとしては「日本語学習への支援」が44%を超えていた⁴。その後の最新調査となる2020年度の報告書では、設問内容が多少変わったことにより明確な比較まではできないものの、相変わらず学習形態としては「独学」、そして行政に対しては「日本語学習の支援」を望む声が占める割合は高いことが報告されている⁵。

以上を踏まえて本研究では、「日本語教育推進法」の施行により沖縄県の多文化共生推進への取り組みはどのように具体化されていくのか、それにより行政どころか民間団体による支援さえ期待があまりできない離島地域である宮古島市における結婚移住女性にはどのような支援環境がもたらされるのかに注目した。特に、本稿では、宮古島市における結婚移住女性を対象としたこれまでの研究調査を踏まえながら、「日本語教育推進法」によって今後県や市町村が果たすべき日本語支援策の在り方について模索・提言していくことを目的とする。

これまでの結婚移住女性を含む多文化家族は、社会学や心理学、言語学など、様々な研究領域から注目されてきた。なかでも、多文化家族が社会に早期定着する方を考察する研究や、家族関係、家庭内の役割やジェンダー、離婚問題など、社会的アプローチから考察する研究が多くを占めた。少ない事例ではあるが、離婚などによる財産分与や、死別による遺産分割問題など、経済学的側面からの研究も重要になってきている。このような先行研究による、適応問題や言語支援、家族関係、離婚・死別問題、そして経済的自立などといった様々な問題は、もはやそれぞれの研究分野による個別のものであるとは言えず、研究分野間で深く関連し合っていることは明らかであろう。本研究は、従来の研究ではあまり見られなかった異なる研究分野間で連携し調査・実践に取り組むことで、結婚移住女性が必要とする支援内容の解明を具現化するための多角的な考察・検証を試みようとする研究として位置づ

4 平成26年度沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-ports/koryu/honka/documents/h26tabunakyou_seihoukokusyo.pdf

5 令和2年度沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/koryu/r2tabunka/r2tabunka.html>

ける。

3. 宮古島市における結婚移住女性と日本語環境

出入国在留管理庁の統計⁶によると、2021年の時点で宮古島市に在住する外国人数は約570人で、その半数近くを結婚移住女性が占めるとされている。結婚移住女性の多くは農業に従事する夫のもとに嫁いでいるアジア系、なかでもフィリピン出身者とベトナム出身者が大半を占めている。本研究の調査がスタートした2015年の時点ではフィリピンからの結婚移住女性が半数以上であったが、その後ベトナムからの女性が増加し、現在ではフィリピンからの女性を上回っている。また、最近ではタイからの結婚移住女性も徐々に増えている状況も見受けられる。結婚移住女性の大半は、夫の畑仕事を手伝う傍ら、ホテルや老人ホームなどでパートとして働くといった、地域における重要な労働力にもなっており、今では地域社会において欠かせない存在と言えよう。そこで本研究では、彼女たちが地域住民の一員として生活していく上で必要とされる日本語の支援環境がどのような現状であるかを探るべく、2015年より結婚移住女性への聞き取り調査に加え、地域住民や行政機関などに対する聞き取り調査も行ってきた⁷。

これまでの調査の結果、宮古島市では多文化共生に関する指針も行動計画も策定されておらず、結婚移住女性の日本語習得はもっぱら「家族や地域の支援者の善意に支えられた習得」に「自然習得」が混ざった例が主であることが窺えた。宮古島市社会福祉協議会による週1回の日本語教室が、宮古島市内の唯一の日本語支援の場であるが、日本語支援担当者は日本語教育の専門家ではなく、結婚移住女性の困り感を支えたいという善意から支援をスタートし、徐々に日本語支援までも兼ねるようになった。従って、教室自体も継続的で段階的なプログラムは組めない状況であり、「地域日本語教育」の体制は大変乏しいとしか言えない。「地域日本語教育」に関しては、特定の定義は定まっていないものの、長年日本語教育界および文化庁などでは、地域に在住する全ての外国人を対象に、生活する上で必要となる日本語能力を身につけさせることを目的とするものであるとしている。しかし、外国人等の集住地域であるか散在地域であるかによって支援環境の偏りがあることや、支援担当を担う大半がボランティア的存在であることが地域日本語教育の課題であると、土屋(2005)、池上(2007)などでは指摘してきた。宮古島市は外国人集住地域の枠組みには属さないものの、島の規模および人口対比からして外国人、なかでも結婚移住女性が占める割合はかなり高い状況である。しかし、島唯一の日本語教室は継続的で段階的なプログラムとは到底言えない現状であることから、女性たちの中には日本滞在期間が長期に及ぶ人が増えているにもかかわらず、自然習得に頼った簡単な日常会話レベルに留まったままのケースが多く見られた。また、学

6 出入国在留管理庁「在留外国人統計」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html

7 結婚移住女性の調査対象者に関しては個人情報保護の観点から詳細は省略するが、調査人数は2015～18年にかけて延べで15人以上、なかでも信頼関係が構築できた数名においては2019年以降も継続的に聞き取り調査への協力を得ている。なお、調査内容の一部は、イほか(2018、2019)も参照されたい。

習を深めたくても畑仕事等で昼間は時間が取りにくい女性や、子どもの成長に伴い子どもの日本語力との乖離に対する不安を抱く女性も多く存在するものの、希望する時間帯に合わせた支援環境が設けられているわけでは無いため、継続的な学習をあきらめざるを得ないという声も目立った。調査から窺えた結婚移住女性の日本語習得の場への声は、子どもの成長に伴う日本語力アップへの必要性を感じたこともあるだろうが、一方では彼女たちが地域住民の一員として地域社会で活躍していくためのニーズでもあると思われる。また、経済的困難やDV問題などの法的問題に立ち向かうことができるためにも日本語力の基盤は必要であり、継続的で段階的な日本語支援の場が保障されるべきである。近年は彼女たちの社会活動も、畑仕事やホテルのベッドメイキングのような単純労働に限らず、介護現場や小学校での学習支援などと活動範囲は拡大されつつある。調査を進めるなかで、結婚移住女性が必要とする日本語支援環境を提供できるのは、家族や善意ある地域住民では限界があり、そこはやはり行政による支援体制の構築しか考えられないという結論に至った。つまり、行政が支援体制の具現化に取り組むための動機付けの一つと言えるのが、前述通りの「日本語教育推進法」である。

4. 日本語教育推進法

2018年より議員連盟は、定住外国人が日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境整備を目的に日本語教育を推進していくことを目指して、当初は「日本語教育推進基本法案（仮称）」として立法準備を進めてきた。その後、「日本語教育の推進に関する法律」の名称に改めた後、2019年の第198回国会において法律は成立・施行されたのである。法律の概要によると、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与⁸」することを主な目的として掲げている。そして、国の役割として、日本語教育の推進に関する総合的な施策の策定・実施とともに、そのために必要な法制上・財政上の措置を講ずべきことも明記されている。つまり、法律が公布されたことは、在留外国人に対する日本語支援が国や地方公共団体の責務として位置付けられ、必要な事業への予算措置を講じることができるような法的枠組みができたという点で意義を持つと言える。

2019年の施行後、2020年6月には閣議において、日本語教育の推進に関する政策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が閣議決定された。方針内の「国内における日本語教育の機会の拡充」という事項として、以下の5つを挙げており、結婚移住女性の日本語環境につながる地域における日本語教育が明記されている。

- ① 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ② 外国人留学生等に対する日本語教育

8 文化庁『日本語教育の推進に関する法律 概要』に基づく。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_01.pdf

- ③ 外国人等である被用者等に対する日本語教育
- ④ 難民に対する日本語教育
- ⑤ 地域における日本語教育

そして、具体的な施策例として、一定の外国人等が在住しているにもかかわらず日本語教室が開催されていない市区町村に対して日本語教育環境の改善や教材開発などを進めるとも明記されていることから、地域に応じた施策を実施することを義務付けている点で期待できる。しかし、施策例が示されたのみで、まだ具体的な政策動向や優良地域の事例などの報告は少ないのが現状である。更に、当該法律は、結婚移住女性を含む多文化家族を対象を限定するものではないため、結婚移住女性が望む日本語支援環境と現実に提供される事業との間にミスマッチが起こる可能性も払拭できない。

以上のように、法律が成立・施行されるようになったことは大変意義を持つ一方、まだ具体的な施策事例が少ないという現状課題も同時に存在する。文化庁では国内の日本語教育実態を調査しつつ、日本語教育関連事業を展開してはいるが、まだ各市町村においては予算措置を始め、日本語支援部署の設置や職員の配置などが義務化されるのかといった施策の具体的な方向性は十分見えないままである。とりわけ、結婚移住女性が望む日本語支援環境を行政側が詳細に把握する行動に移すまではまだ長い時間を要することになるのではないかと推測したのである。そこで本研究では、結婚移住女性が具体的にどのような支援を望んでいるのか、彼女たちに相応しい支援プログラムとは如何なる形であるべきかについて探るための一つの試みとして、彼女たちが日々生活する上で最も関心を持つ部分としてインタビューから窺えた「年金」問題や「ワークルール」に関する問題を取り上げ、日本語支援も兼ねたセミナーを実施した。

5. セミナー実施を通して

前述通り、宮古島市における結婚移住女性の日本語習得状況や社会活動範囲の拡大などからして、必要とされる日本語支援の在り方も一概には言えないと考えられる。それに加えて、日本語支援環境の乏しさや日本語教育専門家の不在など、地域間格差のある離島地域の現状では、日本全体を枠組みとする抽象的で一般的な日本語支援の捉え方のみで問題を考えることは妥当ではない。そこで本研究では、研究メンバーそれぞれの教育・研究活動に基づく知見の交換と、調査研究での協働を活かして、結婚移住女性のインタビューから要望があった「年金」問題と「ワークルール」に関するセミナーの実施を、「やさしい日本語⁹」を用いて試みることにした。セミナーは、2019年3月～12月にかけて計3回行ったもので、各回の内容は次の表1の通りである。

9 「やさしい日本語」は、1995年の阪神・淡路大震災がきっかけとなり提起されたもので、普通の日本語よりも簡単で、旧日本語能力試験3級程度の学習者にも分かるように言い換えた日本語を指す。文化庁他(2000)が作成した『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』を参照。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/92484001_01.pdf

表 1. セミナー内容

知っておきたい日本の年金	
Part1	年金システム「国民年金と厚生年金」
Part2	年金の仕組みと農業をする人の年金
Part3	夫の死亡後の年金
知っておきたいワークルール	
Part1	在留資格による働き方
Part2	給料トラブルの事例
Part3	仕事をやすむ・やめる場合のルール

結婚移住女性たちは夫との年齢差が 10 歳以上離れている例が多く、中には 20 歳以上も差があるケースも珍しくなく、常に彼女たちの関心事として挙がっていたのが、老後の生活、特に夫が死亡した後の「年金」問題であった。調査を進める中では実際、夫の死亡後に適切なサポートを得ることができず家に引きこもるケースや、財産分与問題で相談できる窓口が無く困っているケースなどの結婚移住女性も見られた。更に、彼女たちの地域社会での活動範囲が拡大されるなかで直面するのが「ワークルール」問題で、給料や労働時間などにおける不当な扱いをされたことがあるという事例も多くあったことから、「年金」と「ワークルール」に関するセミナーを企画したのである。そして、セミナーは日本語支援の在り方を探る目的の一環としての位置づけであるため、毎回のセミナーでは「やさしい日本語」を工夫した形で構成するとともに、セミナー内で使用する日本語の語彙は学習用として「英語」「タガログ語」「ベトナム語」訳を付けた図 2 のような資料として作成・配布し、セミナー内で共有し合うようにした。

ねんきん で にほんご べんきょう 「年金」セミナーに出る日本語を勉強しましょう！						
	日本語	英語	タガログ	ベトナム	れんしゅう	れんしゅう
①	ねんきん(年金)	pension	Pensiyon	Hưu trí		
②	きゅうよ(給与) きゅうりょう(給料)	salary	Suweldo	Lương		
③	きゅうよめいさい (給与明細)	payslip	Pay iskediyul	Lịch thanh toán		
④	こうせいねんきん (厚生年金)	welfare pension	Welfare pension	Lương hưu		
⑤	かぜい(課税)	taxation	Pagbubuwis	Thuế		
⑥	はたらきかた	work style	estilo ng trabaho	phong cách làm việc		
⑦	せいしゃいん (正社員)	regular employee/ full-time employee	Regular na empleado	Nhân viên bình thường		
⑧	はけんしゃいん (派遣社員)	temporary employee	pansamantalang empleado	nhân viên tạm thời		
⑨	けいやくしゃいん (契約社員)	(fixed term) contract employee	empleyado ng kontrata	Nhân viên hợp đồng có thời hạn		
⑩	せんぎょうしゅふ (専業主婦)	full-time housewife	full-time na maybahay	bà nội trợ toàn thời gian		

図 2. セミナーにおける日本語学習資料の一例

セミナー開催の結果、毎回のセミナーでは10名以上の結婚移住女性が参加し、セミナーの後半では夫も一緒に参加する例も見られ、年金問題やワークルール問題が彼女たちの生活にとって如何に必要とされる情報であるかは十分確認できた。しかし、セミナー継続において困難をもたらした最も大きな課題が、結婚移住女性たちの日本語力における「レベルのばらつき」であった。彼女たちの日本語能力は、来日時期により「読む・書く」能力は低くても「聞く・話す」能力は一定レベルに達する人もいれば、まだひらがなさえも読めない来日直後の人もいて、「やさしい日本語」を心がけ使用しても受け取り方は様々であった。また、年金問題といっても、それぞれが置かれている家庭の事情が異なるため、セミナーの内容も一概には扱えない現状問題も浮き彫りになった。近年は、多文化共生指針に基づき、市町村によっては母語による相談窓口を設置する事例も増えてきている。もちろん、母語による支援も望ましいが、結婚移住女性が長期的に日本社会で生活していく、更に地域社会の一員として活躍していくには、彼女たちが必要とする場面で必要とする情報を自ら獲得していくための日本語力は大変重要であり、それに合わせた日本語支援環境が伴わなければならない。

日本語レベルによる課題が浮き彫りになったセミナーではあったが、やはり結婚移住女性が望む日本語支援環境は、単に日本語学習だけが必要なわけではなく、例えばセミナーで扱った年金問題やワークルールの他にも、子育ての悩みや、離婚問題など、実生活に直結するような内容に基づく日本語支援であることが明確に見えてきたと言える。今後も彼女たちが真に望む日本語支援環境がどのような形であるかを更に探るために、これまでのセミナー内容と形態における軌道修正を加えながら、実験的実践を継続的に試みていく予定である。それを通して、県や市町村が提供すべき総合的で段階的な日本語支援事業の内容を具体化していきたい。

6. 今後の日本語支援環境に向けて

本稿では、宮古島市における結婚移住女性に対するこれまでの研究調査を概観しながら、「日本語教育推進法」によって今後県や市町村が果たすべき支援策のあり方について模索・提言することを目的として試みたセミナー実施結果を紹介した。セミナーを通して浮き彫りになった課題を踏まえ、今後も調査を続けて行くことで、宮古島市の結婚移住女性にとってどのような日本語支援環境が望まれるのかを具体的に解明していく予定であるが、「日本語教育推進法」の動向およびこれまでの調査等を踏まえた現時点での提案を最後にまとめる。

まずは言うまでもなく「① 日本語教育推進法に基づく行政側の積極的な取り組み」が急務である。法律の施行により、国や地方公共団体は日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し実施する責務を持つこと、そして法的措置や財務的措置などを講じることになる点で意義を持つのは前述した通りである。しかし、本研究において2021年度に調べた各都道府県における「日本語教育推進法」への取り組み現況調査からは、施策への動向や具体的な着手率などをつかむことはできず、新法に基づき今後への施策のために説明会等を開催した

県が2～3箇所ある程度に留まった¹⁰。ホームページに限定した調査で、更にコロナの影響もあり各都道府県の実情が見えにくいことも推定されるが、沖縄県、なかでも本研究で焦点を当てている宮古島市においては、今のところ施策への動きがほぼ無いのは確かであると言える。但し、文化庁の日本語教育関連事業に採択され日本語教育環境を強化するための総合的な体制作り等に取り組んでいる地方公共団体も徐々に増えているため、引き続き状況を追っていく必要はある。いずれにせよ、宮古島市としては、日本語教育専門家の不在や、支援場所の確保の困難、運営に関わる人材や財政問題など、離島地域としての現況をしっかりと把握し、それに応じた日本語教育の推進に必要な施策案や実施案に至急取り組むべきであり、そこには県との連携による国の予算を獲得していく必要もある。宮古島市では地域住民として20年以上も島を支えてきている結婚移住女性も多いなか、新たに嫁として島に移り住み始めている女性も続いており、宮古島市における多文化家族は決して珍しい家族形態ではない。新法の推進に合わせて県や宮古島市は、真の多文化共生の実現という観点から、結婚移住女性を含む多文化家族の現状と課題に耳を傾けながら、島内の多文化な環境を活かした日本語支援の環境作りに努めていくことを期待したい。

そして、法律の施策として望む具体案の一つとして、結婚移住女性を含む多文化家族を「②総合的に支援する場の設置」を提案する。前述のように、本研究の調査から見えてきた結婚移住女性が望む日本語支援環境の在り方は一概には言えない内容のものである。生活のための日本語のニーズから、より地域社会で活躍していくための日本語力、経済的な困難に立ち向かうためや、離婚などの法的問題に対して法的支援を受ける権利を行使するための日本語力など、そのニーズは多種多様である。長年、島唯一の日本語教室で結婚移住女性を支えてきた支援者のインタビューからも、「彼女たちの置かれた状況や抱えている悩みは様々であるため、総合的な支援ができ、かつ居場所としての役割も担う場が必要だ」と語っていた。そこで参照となり得る一つの例が、韓国の「多文化家族支援センター」のようなワンストップサービスの場である。韓国では、定住外国人政策の重要性への認識から、2008年「多文化家族支援法」が制定され、支援サービスの提供を担う役割として「多文化家族支援センター」が設置された¹¹。センターは国と地方政府から予算を得て図3のように、入国したばかりの結婚移住女性への言語支援はもちろん、センターに出向くことができない者には訪問教育、就労支援や法的相談なども行っており、2019年時点で全国200カ所以上に設置されていた。

「多文化家族支援法」の制定以来10年以上が経った現在は、第3次基本計画を策定し各種施策を遂行している。注目すべき点は、韓国語支援を含む支援目標が、2次計画までは韓国社会への初期適応に当てられていたことを、第3次では長期定着と多様な社会参加の拡大の目標に移していることである。つまり、法律制定から10年以上が経ち、結婚移住女性

10 本研究グループで分担し、47都道府県の公式ホームページを参考に多文化共生事業の担当部署の特徴や新法に関連する文言を含む業務内容等を調査してまとめた。

11 本研究では、多文化家族支援法の具体的な施策法と多文化家族支援センターの運営状況を把握するため、2017年と2018年に2回韓国現地調査を行っている。

の大半が中長期滞在に入ってきたことから、生活言語を基本とする基礎韓国語ではなく、より積極的に社会参加が可能な言語支援にシフトしているわけである。韓国内では、多文化家族だけに絞りすぎた支援法としての批判もあるものの、多文化家族の置かれている状況や時代の変化に合わせて支援策も変えている点は大変参考になる。宮古島市の結婚移住女性にとって、韓国の事例を参考にした総合的かつ段階的な支援ができる居場所の設置によるワンストップサービス体制の構築は、大変望ましいものと思われる。

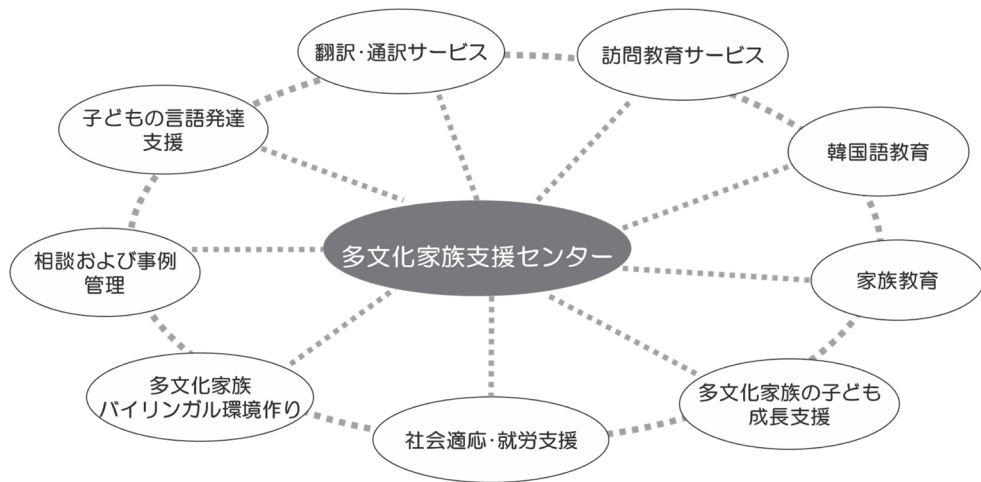


図 3. 韓国の多文化家族支援センターの支援業務¹²

以上のような結婚移住女性を含む多文化家族を支援する総合的な場の設置は、地域住民との交流の場としても期待できる。つまり、多文化共生の実現に向けては、行政のみならず地域住民も一緒になって関わり合っていくことが重要であり、そこで「③ 共通語となり得る一つとして『やさしい日本語』を意識」する必要性を提案しておきたい。庵 (2015、2021) は、地域社会の日本人住民と在留外国人の間の共通語として、外国人側にも最低限の日本語習得を求める一方で、日本人側もその日本語を理解し自らの日本語を相手に合わせて調整する過程で、共通言語として成立するのが「やさしい日本語」だとしている。また、出入国在留管理庁・文化庁 (2000) の「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」においても、共生社会の実現に向けてマジョリティ側にもマイノリティ側にも「やさしい日本語」の活用を促進している。複雑な内容を含む行政情報等に関しては多言語対応がより有効に働く場合もあるだろうが、様々な場面で在留外国人のみならず日本語母語話者側も「やさしい日本語」を意識していくことは、地域社会における真のコミュニケーションにつながる要素になるであろう。本研究は結婚移住女性への日本語支援環境の在り方に焦点を当てるものではあるものの、日本語支援の究極の目的は多文化共生社会の実現であることからすると、日本語支援

12 「多文化家族支援センター」の提供資料を基に筆者作成

環境の在り方の一つとして、行政機関のみならず地域住民への「やさしい日本語」の更なる推進も欠かせないものであると言えるではないか。

今後、宮古島市は県と連携し新法に基づく施策を展開するに当たって、結婚移住女性が家庭内だけでなく地域社会でも自己表現し自己実現していくために、どのような支援の形を望んでいるのかを把握する努力義務があるとともに、そこには地域住民との連携も欠かせないものであることをもう一度強調しておきたい。

7. おわりに

本研究は、「日本語教育推進法」が成立する以前の段階から、結婚移住女性に向けた日本語支援環境と法的問題の関係に着目し、専門分野間の連携を図りながら日本型の立法構想による日本語支援の方向性を探ってきた。今後、行政側の具体的な施策の展開を注視しながら、新たな提言につなげるための継続的な調査および実験的実践は欠かせないものと考えている。また最近の調査では、結婚移住女性への日本語支援環境を巡る問題として、多文化家族の子どもにおける言語発達障害のような事例も現れていることから、母親の言語能力が子どもに与える影響等も含めて調査を進めていく必要があり、今後の課題とする。

【参考文献】

- 庵功雄（2015）『『やさしい日本語』研究が日本語母語話者にとって持つ意義—『やさしい日本語』は外国人のためだけのものではない—』『一橋大学国際教育センター紀要 第6号』一橋大学国際教育センター、pp.3-15
- （2021）「日本語表現にとって『やさしい日本語』が持つ意味」『一橋日本語教育研究 9号』ここ出版、pp.121-134
- 池上摩希子（2007）『『地域日本語教育』という課題-理念から内容と方法へ向けて-』『早稲田大学日本語教育研究センター紀要 20』早稲田大学日本語教育研究センター、pp.105-117
- イヒョンジョン・上江洲純子・安藤由美・西山千絵（2018）「沖縄における結婚移住女性を巡る現状に関する調査研究」『南島文化 第40号』沖縄国際大学南島文化研究所 pp.81-103
- イヒョンジョン・上江洲純子「沖縄の多文化家族を巡る日本語支援と法的問題に関する考察」『沖縄県日本語教育研究会 第16回大会予稿集』沖縄県日本語教育研究会、pp.10-12
- 沖縄県（2015）『平成26年度 沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書』沖縄県知事公室広報交流課
- （2021）『令和2年度 沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書』沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課
- 土屋千尋（2005）「外国人集住地域における日本語教室活動—相互理解と課題発見のための日本語コミュニケーション」『日本語教育 126号』日本語教育学会、pp. 25-34

【参考資料】

韓国女性家族部説明資料「여성가족부 다문화가족 정책 및 사업 : 女性家族部多文化家族政策および事業」

濟州市多文化家族支援センター説明資料「제주시 다문화가족지원센터 현황 : 濟州市多文化家族支援センターの現況」

【参考 URL】

出入国在留管理庁「在留外国人統計」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html

出入国在留管理庁・文化庁（2000）『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/92484001_01.pdf

出入国在留管理庁 報道発表資料「令和 2 年 6 月末現在における在留外国人数について」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006222.pdf>

文化庁『日本語教育の推進に関する法律 概要』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_01.pdf

—— 『地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/

平成 26 年度沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-ports/koryu/honka/documents/h26tabunakyouseihoukokusyo.pdf>

令和 2 年度沖縄県多文化共生推進調査事業 報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/koryu/r2tabunka/r2tabunka.html>